

# 2025年4月 事業承継支援コンサルティング研究会 事例問題

## 【テーマ】中小 M&A における譲渡スキームの選択

### 事例

A 社（機械製造業、従業員数 20 人、売上高 10 億円、営業利益 7 千万円、当期純利益 3 千万円、純資産 2 億円、借入金 1 億円）は、関東の地方都市にある創業 50 年の町工場であり、創業者である甲社長（代表取締役、75 歳）が株式 100% を所有しています。

甲社長は引退を考えるようになりましたが、後継者がいないため、事業を第三者に承継できないかと検討しています。後日、事業承継支援の専門家であるあなたは、甲社長から事業承継について相談を受けました。

（単位：百万円）

貸借対照表			
資産	350	負債	150
		資本金	10
		利益剰余金	190
（合計）	350	（合計）	350

あなたは、提携している金融機関から譲受け側の候補先の情報を入手し、有力な候補先 3 社を甲社長に紹介しました。甲社長はその 3 社と面談を行った結果、最も高い 4 億円という譲渡価額を提示してくれた Y 社と条件交渉を始めることとなりました。

あなた：「取引条件として決めるべきことは、譲渡価額、譲渡スキーム、スケジュール、譲渡後の運営方針の 4 つです。今日は譲渡スキームを検討したいと思います。」

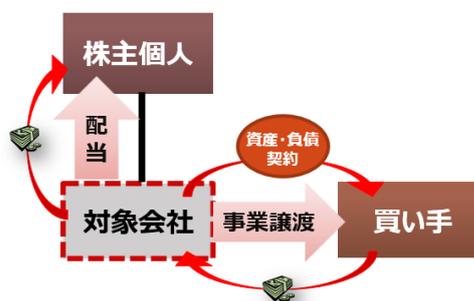
甲社長：「譲渡スキームですか？株を売って、現金をもらうだけでしょ？」

あなた：「いえ、株式を譲渡する方法だけではなく、事業を譲渡する方法もあります。図に描きますと、このような感じです。」

### 株式譲渡



### 事業譲渡



あなた：「ところで社長、M&A が成功すれば、多額のお金を受け取ることになりますが、そのお金はどのように使いたいですか？」

甲社長：「私は、老後に贅沢な生活をするには考えていません。お金はできるだけ多く子どもに遺して、孫の教育資金にでも使ってほしいですね。」

あなた：「譲渡代金の現金を相続したいのであれば、個人で現金を持たないほうがいいですね。」

甲社長：「それはどういうことですか？株を売ったら、私の手元にお金が入るでしょう？」

あなた：「おっしゃる通りで、株式譲渡では、売却代金は社長個人の手元に入

ってきます。しかし、個人財産を増やしてしまうと相続税負担が重くなるため、それは得策ではありません。」

甲社長：「それでは、どうすればいいのですか？」

あなた：「はい、甲社長の場合、事業譲渡を行うべきでしょう。」

甲社長：「実は当社はコンプラ上の問題がいろいろあって、粉飾決算を行っていたのですが、大丈夫でしょうか？」

あなた：「それは困りましたね。粉飾決算を行っていたのであれば、Y社に開示した決算書が適正な財政状態及び経営成績を表していないこととなります。これは事前にY社に伝えておいたほうがいいですね。」

甲社長：「そんなことを言えば、買収に乗り気になったY社が話を白紙にすると言いきないでしょうか？」

あなた：「確かに、問題のある会社を丸ごと買収する話になれば、譲受け側は拒否するでしょう。しかし、事業譲渡であれば、譲受け側に生じる問題が解消され、買収しやすくなるはずです。」

**【問1】** 譲受け側の立場から、M&Aにおいて事業譲渡が選択されやすいことを、財務デュー・ディリジェンスの観点、株式譲渡契約書における補償条項の観点から説明してください。